

①2020年度 株式会社アヴェイル派遣実績 (派43-010071)

営業所別	派遣労働者数 (人)※1	派遣先事業所 数	派遣料金、派遣労働者の賃金 ※2										マージン率	
			全業務平均		①業務別平均 ※3		②業務別平均		③業務別平均					
			派遣料金 (円)	賃金 (円)	業務内容	派遣料金 (円)	賃金 (円)	業務内容	派遣料金 (円)	賃金 (円)	業務内容	派遣料金 (円)		賃金 (円)
さいたま jobinformation	72	28	14,294	10,838	製品製造・加工	14,696	11,247	一般事務	15,230	10,012	運搬	13,786	11,253	24.2%
静岡	46	21	13,841	10,181	製品製造・加工	12,703	9,444	一般事務	14,726	10,782	運搬	12,945	9,680	26.4%
豊田三河	86	15	15,449	12,003	製品製造・加工	14,841	11,104	一般事務	17,050	14,667	包装	13,197	9,242	22.3%
名古屋 jobinformation	110	59	15,421	10,892	製品製造・加工	14,685	10,022	一般事務	15,386	11,439	運搬	17,342	11,472	29.4%
大阪	63	55	14,602	10,329	製品製造・加工	14,693	9,549	一般事務	12,693	10,092	運搬	14,457	10,184	29.3%
兵庫	32	32	13,980	9,569	製品製造・加工	14,785	9,761	一般事務	14,238	9,638	運搬	14,230	9,288	31.6%
岡山	30	25	13,294	10,068	製品製造・加工	12,677	9,782	一般事務	12,748	9,355	運搬	12,911	11,173	24.3%
山口	49	22	15,305	10,309	製品製造・加工	16,336	10,774	一般事務	11,903	8,621	運搬	16,175	10,693	32.6%
北九古賀 jobinformation	13	9	13,093	9,619	製品製造・加工	15,252	11,358	一般事務	10,010	7,723	運搬	11,115	8,016	26.5%
福岡	40	36	13,156	9,512	製品製造・加工	13,346	9,851	一般事務	12,751	9,094	運搬	11,672	8,799	27.7%
熊本北	101	46	12,741	8,963	製品製造・加工	12,544	8,958	一般事務	13,426	9,424	運搬	15,128	9,778	29.7%
熊本	69	49	13,658	9,196	製品製造・加工	14,155	9,307	一般事務	12,982	8,618	運搬	13,216	9,080	32.7%
熊本南	75	37	13,169	8,825	製品製造・加工	13,222	8,775	一般事務	12,962	8,690	運搬	14,520	9,806	33.0%
宮崎 jobinformation	47	39	13,685	9,108	製品製造・加工	13,365	8,507	一般事務	13,396	8,854	運搬	13,862	9,171	33.4%
鹿児島	100	46	13,597	9,525	製品製造・加工	13,295	9,705	一般事務	13,403	9,588	運搬	14,491	10,195	29.9%
全体	933	519	13,952	9,929	製品製造・加工	14,040	9,876	一般事務	13,527	9,773	運搬	13,989	9,899	28.8%

※1 派遣労働者数は2021年6月1日時点における実数。 ※2 1日(8時間当たり)の額。派遣料金は税込表示。
 ※3 主な派遣業務(3業務)を記載。その他業務については、お問合わせください。

②全社共通 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項(教育訓練)

教育訓練種別	対象者となる派遣労働者 (雇入時・派遣中・待機中)	訓練方法 (OJT・OFF-JT)	訓練費用負担 (無償・有償)	賃金支給 (有給・無給)
入職時教育	雇入時	OJT	無償	有給
職能別教育(製造・事務等)	派遣中	OFF-JT	無償	有給
階層別訓練(リーダースキル等)	派遣中	OFF-JT	無償	有給

③全社共通 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

雇用・健康・厚生年金の各種保険加入制度。産前産後休暇、育児・介護休業制度。

④労使協定を締結しているかの否かの別 締結あり

対象となる派遣労働者の範囲は全職種全ての派遣労働者に適用する。
 当該協定の有効期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日。